

各都道府県消防防災主管部長 様

消防庁国民保護・防災部防災課長

豪雨災害に対する避難体制の整備などについて

標記については、平素から格段の御尽力をいただいているところですが、本年も平成 1 8 年 7 月豪雨による土砂災害等により死者・行方不明者が多数であるなど多くの被害が生じたところであり、今後台風期を迎え風水害対策に万全の体制を整える必要があります。

については、「風水害対策の強化について（平成 1 8 年 5 月 2 2 日付消防災第 1 9 4 号消防庁防災課長通知）」で通知しているが、今回の災害を踏まえ、改めて下記事項に留意し、人命の安全の確保を最重点とする風水害対策に万全を期されるようお願いいたします。

なお、貴都道府県内の市町村及び関係機関にもこの趣旨を速やかに連絡し、その徹底についてもよろしくご配慮願います。

記

1 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成

市町村は、避難勧告等の発令・伝達に関し、避難準備（災害時要援護者避難）情報を位置づけるほか、災害緊急時にどのような状況において、どのような対象区域の住民に対して避難勧告等を発令すべきかの客観的な判断基準等について定めた避難勧告等の判断・伝達マニュアルの整備を早急に行うこと。

2 避難勧告等の発令・伝達

避難の勧告・指示は、災害の状況及び地域の実情に応じ、防災行政無線や消防団、自主防災組織をはじめとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民に迅速かつ的確に伝達するとともに、住民に対し、早期自主避難の重要性について周知すること。

3 防災情報の連絡体制等

洪水予報や浸水想定区域、土砂災害危険箇所等の防災情報の住民への伝達の徹底を図り、災害時要援護者施設への防災情報の連絡体制については、再点検を行うこと。

なお、台風の接近等により相当程度の被害の発生が懸念されるときは、関係都道府県等に警戒情報等を発することとしているので、適切に対処すること。

4 避難体制の整備

住民が円滑かつ安全に避難できるよう、避難路・避難所を地域住民に周知徹底しておくこと。さらに、局地的な集中豪雨の頻発による中小河川における洪水や土砂災害の発生、これまでの記録を超える降雨量による深刻な被害を及ぼす堤防決壊の多発など近年の豪雨災害等の特性を踏まえた、避難路・避難所の安全性の確保、移送手段の確保及び交通孤立時の対応についても配慮すること。

5 災害危険箇所に対する措置

例年、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域等の指定区域以外の箇所においても土砂災害が発生していることから、地形、地質、土地利用状況、災害履歴、最近の降雨状況等を勘案し、従来危険性が把握されていなかった区域もあわせて再点検を行い、標識の配置、広報誌、パンフレット、ハザードマップ、地区別防災カルテ等の配布、インターネットの利用、説明会の開催等により、地域住民に周知徹底を図ること。

6 土砂災害警戒情報の推進

市町村における避難勧告の発令等に活用いただくよう早期に土砂災害警戒情報の運用に取り組むこと。